

# 宮城県産業振興審議会

## 第13回農業部会

日 時 平成21年12月22日(火)

午前10時から正午まで

場 所 宮城県県庁4階 特別会議室

## 1 開 会

司会 本日は年末のお忙しい中お集まりいただきまして，ありがとうございます。

ただいまから，第13回宮城県産業振興審議会農業部会を開催いたします。

開会にあたり千葉農林水産部長から御挨拶を申し上げます。

## 2 あいさつ

千葉農林水産部長 おはようございます。今年もだいぶ押しせまってまいりました。私どもの仕事納めが28日でございます。今日を含めてあと4日を残すのみとなっております。

もっとも今年の場合は，政府の予算原案が固まるのが年末ぎりぎりになるという見通しで，そのために年末年始を情報収集のために走り回らなければならない職員も出てくることと思われます。

皆様方におかれましても，この師走の慌ただしさというのは格別かと思ひますけれども，お忙しい中，本日第13回宮城県産業振興審議会農業部会に御出席賜りまして大変ありがとうございます。心から感謝と御礼を申し上げます。

さて，今年度の県産業振興審議会でございますけれども，5月14日の全体会におきまして，「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の変更につきまして，知事から諮問申し上げ，これまで本農業部会を中心に御議論いただいたところでございます。本農業部会ではこれまで，基本計画の変更にあたっての視点や特に重要な項目につきまして，議論テーマを設定させていただき，皆様に議論していただけてきました。その中で，今後の県農政の推進にあたっての重要な視点や県として推進していく施策につきまして数多くの御意見，御提言をいただいております。

これらの御意見を反映した形で基本計画の柱立てを検討してまいりました。

一方，国におきましては新政権が誕生しまして，民主党のマニフェストに基づいた新たな農業政策が打ち出されようとしています。しかしながら，制度設計の詳細や予算確保の見通しにつきまして不明確な部分も多く，現段階で基本計画の中で活用すべき施策の内容が不明瞭，不明確な状況となっております。

こうしたことから，去る10月20日に開催しました産業振興審議会全体会におき

まして、基本計画の変更に係る審議期間を当初予定よりも1年間延長されたほか、今年度につきましては、政権交代にかかわらず県として基本計画に盛り込むべき基本的な方向性につきまして審議会から中間報告としてお取りまとめいただくことが了承された訳であります。

本日の農業部会におきましては、この中間報告となります基本計画策定に係る基本方針素案につきまして事務局から説明申し上げ、御審議賜りますとともに、食料自給率向上に向けた考え方につきましても御意見をいただきたいと思いますと考えております。県としましては、本日の御議論を基にパブリックコメント等も合わせまして基本方針案を調整してまいりたいと考えております。委員の皆様には忌憚りの無い御意見、御提言をお願いいたします。

以上簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶にかえさせていただきます。本日はよろしく申し上げます。

司会 本日、後藤浩一委員は所用により欠席との報告を受けております。

本日の会議ですが、定足数は1/2以上であり、本日はこの要件を満たしており、成立しておりますことを御報告申し上げます。

議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。資料の右肩に資料ナンバーが記してあります。資料1から資料5となります。資料の不足等がありましたら、事務局員にお申し付けください。

次に、委員の皆様のお発言については、お手元でございますマイクの使用をお願いいたします。御発言の際には、右下にございますマイクのスイッチをオンにしますと、オレンジ色のランプが点灯します。点灯後に御発言をお願いいたします。御発言が終わりましたら、マイクのスイッチをオフにしてくださいようお願いいたします。大変御面倒をおかけいたしますが、御協力をお願い申し上げます。

### 3 議 事

司会 それでは、議事に入りたいと思います。会議は、産業振興審議会条例の規定に基づき、部会長が議長となって議事を進めることとなっておりますことから、ここからは部会長に議事進行をお願いいたします。工藤部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

工藤部会長 みなさんおはようございます。

先程お話しがありましたように、中間報告案につきまして、基本方針等を御検討いただくことになっております。

それから食料自給率につきまして、最近あちこちで話題となっております。県としてどういう食料自給率目標を設定していけばいいのか、あるいは中身をどういう風に考えたらいいのか、委員の皆様の御意見を承りながらまとめていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

なお、本部会は公開ということになっていきますので、本日もそのようにいたしたいと思っております。それではお手元の次第にしたがって議事を進めていきたいと思っております。まず、報告について、事務局のほうから申し上げます。

事務局 「みやぎ食と農の県民条例基本形計画」の諮問期間の延長について御報告申し上げます。資料1を御覧ください。

みやぎ食と農の県民条例基本計画につきましては、目標達成に向けた主要な方策を定めることとなっております。しかし、国の農業政策の大幅な転換が想定されておりますことから、県として今後活用していくべき施策の内容が不透明な点が多いため、審議期間の延長について、知事に申し入れを行い、承認となりました。

審議期間については1年間延長いたしまして、平成23年1月31日までとなります。専門委員の皆様には引き続き審議への御参加についてよろしく申し上げます。以上で御報告を終わります。

工藤部会長 すでに、新聞等でも報道されておりましたが、審議期間を1年間延長するということですが、この点につきまして何か意見等がございますか。特になければ、次に、中間報告ということで、資料について事務局から説明をお願いします。

寺田課長 それでは、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間報告案について御説明いたします。この中間報告は、現在、皆様に御審議いただいている基本計画に関しまして、これまでの議論の経過をとりまとめたものとなりますけれども、同時に、基本計画の骨格となるべきものでもあります。

これまで、本部会及び審議会全体会において、基本計画で目指す将来像、基本計画に盛り込む施策の方向、テーマ別に求められる取組などについて、御審議いただけてまい

りました。これらの議論をもとに、将来の目標とそれを実現するための施策の方向をまとめ、中間報告とすることを考えております。

中間報告の名称は「第2期みやぎ食と農の県民条例基本計画策定に係る基本方針」とし、構成については、「基本的な考え方」、「宮城県の農業を取り巻く現状」、「第2期基本計画で目指す将来の姿」、「第2期基本計画の施策展開の方向と視点」と考えております。なお、参考資料として、宮城県の食・農業・農村における課題を取りまとめものを添付しています。政権交代により、国が行う農業政策の転換が想定され、活用していくべき国の施策の内容が現時点では不透明であるという状況にございますが、この基本方針は、国の政策にかかわらず宮城県の農政の今後10年間の方向付けを行うものとして考えております。

資料2を御覧下さい。ここでは、中間報告の趣旨、位置付け、構成、策定スケジュール等についてまとめております。それでは、基本方針の素案について御説明いたします。資料3-1を御覧下さい。1ページは、基本計画についての基本的な考え方をまとめたものです。計画期間については、審議期間が1年延長され、平成22年度に計画が策定されることを踏まえ、平成23年度から32年度までの期間としております。

2ページには、宮城県の農業を取り巻く現状を示しております。これは、県の食・農業・農村の現状について総括的にまとめたものでございます。2ページの中段からは、基本計画で目指す将来の姿を示しております。平成32年度までの10年間で本県農業の目指す姿は、「農業を若者があこがれる魅力ある産業に変革すること」として設定いたします。そして、そのために必要な要素として、産出額増加による収入の拡大、6次産業化等の多様な経営展開への可能性の提示、生態系との一体感や消費者とのつながりの実感によるやりがいの確保を挙げています。

さらに、大きな目標の下に、「食・農業・農村」ごとに目指す将来の姿を3ページに示しています。

食につきましては、生産者と消費者の信頼関係が構築され、「食材王国みやぎ」が浸

透し，県産農畜産物及び加工品の消費・利用が拡大している姿を目指します。

農業につきましては，意欲のある担い手が活躍し，農地や農業施設などの生産基盤が効率的に活用され，主要作物，園芸，畜産の生産構造のバランス化が図られ，競争力と魅力ある農業が展開している姿を目指します。

農村につきましては，地域の伝統文化，美しい景観，豊かな生態系などの農村の多面的な役割が理解され，人的交流と経済活動が進み，地域が活性化している姿を目指します。これらの将来の姿を実現するための施策展開の方向と視点を3ページの下段から記載しています。

施策の展開方向は，食・農業・農村のそれぞれの将来の姿を実現するために，必要とされる項目となっています。これらの項目が導かれた背景となる現状と課題につきましては，9ページの次のページから参考資料としてまとめています。

続きまして，4ページ目を御覧ください。食に関する施策の展開方向でございますけれども，『環境に配慮した安全安心な農畜産物の生産』，『多様な消費ニーズへの対応』，『県産農畜産物の認知度・評価の向上と販路の拡大』，『食品関連産業等との連携による県産農畜産物の利用拡大』，『県民の農業・農畜産物に対する理解の向上』に整理しております。

農業に関する施策の展開方向は，『中核となる経営者・経営体の発展』，『多様な担い手の確保・育成』，『優良な生産基盤の確保と有効活用』，『園芸・畜産の振興』，『水田を活用した農産物生産の振興』に整理しております。

農村に関する施策の展開方向は，『地域産業の振興』，『農村生活の安全性・快適性の確保』，『農業・農村の多面的機能の維持』，『農業・農村の多面的機能への理解向上』に整理しています。

そして，6ページに記載しておりますが，これらの項目に向けて各施策を展開する上で，共通して意識すべきポイントを，施策展開の視点としています。施策展開の視点としては，「戦略性を持った積極的かつ多様な農業経営の展開」，「豊かな自然環境との共

生による持続的農業の振興」,「消費者・生産者がともに支える食・農業・農村」として  
ています。これらの施策展開の視点は,10年後の目標である「農業を若者があこがれ  
る魅力ある産業に変革すること」の要素となる「収入拡大・展開の可能性・やりがい」  
を具体化するものとしても位置付けられます。

そして,この施策展開の視点を共有しながら,食・農業・農村のそれぞれの将来像を  
目指す各施策を展開していきます。基本計画では,その施策に関して,より具体的に設  
定いたします。

また,各圏域において重点的に取り組む圏域別の施策も位置付けることとしておりま  
す。7ページ目からは,実際に県が行う施策の項目を記載します。施策の取組内容につ  
いては,今後の国の政策・制度等を踏まえて検討が必要となりますが,県として行うべ  
き施策の骨格については,ここに示す14項目として,基本方針の中に定めることとし  
ます。

9ページは,これらの将来の姿と施策方向,施策展開の視点,施策項目を整理したフ  
ロー図です。

次のページからは,参考資料として,宮城県の食・農業・農村における課題をまとめ  
ておりますが,説明は割愛させていただきます。以上が基本方針の素案であります  
が,今後の進め方につきましては,この素案についてパブリックコメントを募集し,県民意  
見を反映させる機会を設けることとしています。本日の皆様の御審議,パブリックコメ  
ント等を踏まえて,本農業部会で基本方針案として取りまとめていただきたいと考えて  
おります。

そして,この基本方針案を,平成22年1月下旬に開催予定の産業振興審議会全体会  
で御審議いただき,成案として審議会から県に対する中間報告として御提出いただきた  
いと考えております。以上が,基本方針の素案についての説明でございます。

続きまして,国の政策転換が予想される中で,本県農政推進にどのような影響が出て  
くるかにつきまして,新たな基本計画の推進指標を例に御説明申し上げます。

資料3 - 2の表を御覧下さい。基本方針の中の14の施策項目に関連する推進指標の候補をまとめたものでございます。推進指標につきましては、前回の農業部会で委員の皆様様に御議論いただきましたが、御意見を参考に現在部内で検討中のものでございます。

14の施策項目については、国の政策変更にかかわらず県として行うべきものとして挙げておりますが、推進指標の中には、政策変更によって影響を受けるものもございませぬ。影響を受けると思われる推進指標については、表の右端の欄に丸印を入れております。また、下の方に、将来の姿に関する見通し、目標の候補項目を掲げております。今後、新たな国の農業政策の内容が明らかになり次第、推進指標や目標値の検討を行って参りたいと考えております。

続きまして、国の新たな施策の目玉であります2つの事業につきまして、その概略と想定される影響について御説明いたします。資料3 - 3を参照願います。

まず、1ページを御覧下さい。『米の戸別所得補償モデル事業』でございます。この事業では、米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家に対しまして所得補償を直接支払により実施するものです。事業の仕組みは、左下の図にありますように、標準的な生産に要する費用と、当年産の販売価格との差額を全国一律単価として交付します。このうち、標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格との差額は「定額部分」として当年産の価格水準にかかわらず交付されます。

この事業のポイントとしては、生産数量目標に即した生産者に対するメリット措置であること。また、米価変動に対応し補償対象の米価水準まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」ということです。

なお、定額部分の単価は、20年度の生産費や21年産の米価水準を見て12月に決定するとされておりますが、現在のところ、まだ公表されておられません。

次に、2ページを御覧下さい。『水田利活用自給力向上事業』でございます。この事業は、水田を有効に活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を直接支払により交付するものです。左下に示し



たとおり、水田での作付面積に応じ、基本的に全国统一単価で助成を実施するものです。

助成単価は、10a当たりで、麦、大豆、飼料作物が3万5千円、米粉用米や飼料用米などの新規需要米が8万円、そば、なたね、加工用米が2万円、その他作物が1万円となっております。また、助成要件として、捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認することとなっております。

この事業のポイントといたしましては、作付規模、年齢を問わず、すべての販売農家が対象であることや、米の生産数量目標の達成に関わらず、対象作物の作付面積に応じて交付されること、作付拡大に対応できるよう、作付面積の実績に応じて、全国统一単価で助成することとされております。

次に、3ページを御覧下さい。これらの新たな施策展開により、主にどのような影響が想定されるかについて整理したものでございます。真ん中には、影響の要因を、左側にプラス面、右側にマイナス面を記載しております。

最初に、米戸別所得補償モデル事業の関係でございます。

まず、『米に対する直接的な所得補償が創設されたこと』により、プラス面として、米に対する直接的な所得補償により交付金収入が増加し、稲作農家の所得が増加することが想定されます。次に、『小規模農家まで広く交付対象としたこと』により、プラス面として、小規模農家まで対象が広がるため、経営を存続する稲作農家が増加し、農家戸数の減少に歯止めがかかること。また、制度上の生産費を目標とした経営設計ができるため、安心して規模拡大をする一つの条件となることが想定されます。

マイナス面としては、所得補償を期待する小規模農家が農地を手放さず担い手への農地集積が鈍ることや、これまで組織化しなければ助成対象とならなかった小規模農家でも、所得補償の対象となるため、集落営農や集団転作が崩れる恐れがあります。次に、『所得補償の基準額を全国一律としたこと』により、プラス面としては、小規模農家や生産性の低い地域は再生産の補償とならず徐々に稲作から撤退することとなり、結果的に規模拡大や適地適作が進むことが想定されます。マイナス面としては、小規模農家や

全国平均より米価が低い地域，生産性が低い地域の場合は再生産の補償とならないため産地の衰退が懸念されるということでもあります。

次に，下の段，水田利活用自給率向上事業の関係でございます。まず，『作物毎の交付単価の差が大きい』ことや『交付単価が全国一律であり地域裁量もないこと』により，プラス面として，米粉など新規需要米が拡大し不作付地が減少することが想定されます。

マイナス面としては，麦・大豆の作付けが減少することや，担い手や団地化への加算措置がないため，集団転作が崩れることが懸念されます。また，これまで地域の創意工夫により，地域特産作物の産地化などを進めてまいりましたが，これら地域独自の取り組みが後退することが懸念されます。

次に，『米の計画生産と他の作物への支援をリンクさせないこと』により，プラス面として，米の生産数量目標の達成いかににかかわらず交付金が交付されることになり，交付対象者が増えることが想定されます。

以上のことから，県としましては，目指す将来像の実現を図るため，今後明らかになる国の新たな施策・制度の詳細を見極めながら，これら施策をどのように活用し，基本方針に沿った施策展開を図っていくか検討してまいりたいと考えております。以上で事務局からの説明を終わります。

工藤部会長 新しい施策の体系について詳しく説明いただきました。全体を通して御意見，なおこういう点を考慮したらという積極的な提案がございましたら承りたいと思います。新政策の影響等御質問していただいてもよろしいかと思っております。

それでは，私の方から口火を切らせていただくと，農畜産物ということですが，水産物はあえて入れなくていいのですね。水産は別の部会があるからということで。例えば，3ページの食の将来の姿のところ，県農畜産物や加工品となっていますが，水産物が入っていないということは，あえて入れなくて良いという確認です。

寺田課長 その点につきましては，農業，農村，食に関する計画ということですので，水産はあえていれなかったということですし，水産につきましては，「海とさかなの県民条例基本計画」がございますので，そちらの方で記載するということです。

工藤部会長 縦割り行政の弊害だと言われたらどうしますか。

寺田課長 別に排除するという訳ではないのですが、農業、農村を意識したということ。御指摘のとおりでございますので、特に食の部分に關しまして水産の部分も入れて記載していくことにします。3ページが一番上のところでいいですね。

工藤部会長 それは、事務局の方で検討してください。農の中にすべて入っているという言い方もできるでしょうし、畜だけはあえて別枠で考えた、他は農の中に入っているという言い方もできると思いますけど。どこからか質問された時に、部会では水産を外したといわれるとちょっと困るので注意しててください。

それと4ページの食の施策展開の方向で、説明を聞いて気になったのですが、国でもいろいろ検討している農産物の輸出戦略ですよ。宮城県産農産物を海外に輸出するという戦略展開みたいなのが入ってこないのかどうか。それは、部会でもあまり議論してこなかったような気がしています。いかがでしょうか。委員の皆様からも意見をいただいたほうがいいと思いますが。伊藤(秀)委員どうですか。輸出についてはすでに実践していると思いますが。

伊藤(秀)委員 その話は、農林水産部では、食産業振興課の方で積極的にやられていると聞いていますし、実際に携わらせていただいております、現場では行っているのですが、ここの中にはそういえば無いですね。

県の方では戦略的に輸出を考えていきたいと聞いています。入れた方がいいと私は思います。

白鳥委員 輸出の件ですが、一農家としてある程度検討する余地はあるかと思いますが、実際のところ採算ベースで合っているのかどうか、合っていないのかという情報がなかなか聞いても今のところは、ある程度PRを兼ねた輸出になっているという形で、まだまだ採算ベースで合う価格での取引ができていないというのが現状なのかなと思います。

実際のところやっている方々が、どのくらいの収支になっているのか、その辺の情報も入っていないと取り組むほうも取り組みづらいというのが一つあると思います。

それと農産物はいろいろあると思うのですが、米加工品等の開発、利用を積極的に行っているのですが、新規需要米としての米粉(こめこ)について力をいれている訳

ですが、米粉に関してもパンの食文化を持っている国がある訳で、その辺をターゲットに積極的に取り入れる可能性は十分あるのではないかと思います。

あともう一つ、米粉の関係なのですが、補助金関係を見て反当 8 万円、大豆は 3 万 5 千円ということで生産農家にとってみれば魅力的なのですが、結局実需者との契約ができないと作付けできないということで、非常に今の農家には絵に描いた餅のような状態な訳ですよ。きちんと契約を結べる業者の開拓、取引ができるように積極的に推進してもらいたいと思っております。

工藤部会長 農産物輸出関連と今度の新しい政策の米粉の補助金 8 万円、ただ、実需者との出荷契約等が条件となっていますので、そのための対策等についての意見でした。

望月委員 全般にトーンとして気になるのが、消費者の視点が弱くて、提供する側の視点、いわゆるプロダクトアウトの視点が全体として強いのが気になります。

具体的には例えば、8 ページの施策項目 1 3 の「産業間連携及び地域資源の活用による農村経済の活性化」についてなのですが、この産業間連携というのはたぶん農商工連携のことを言っていると思うのですが、消費者との連携というところも是非、この施策項目 1 3 のところに入れてたらどうかと思います。消費者に関しては 7 ページの施策項目 5 の「食と農の相互理解の推進」なども、消費者ニーズを把握するというコメントがあるのですが、施策項目 1 3 のほうに例えば、農商工及び消費者連携という形で、消費者も提供する側の観点で一緒に参加してもらおう、例えば商品開発とか、あるいは施策展開の視点にも入っていますが、生産者・消費者がともに支えるという部分もあるので、受け身ではなく消費者も積極的に産業振興に参加するというようなトーンがどこかに盛り込めればと思います。

消費者いわゆるマーケットの観点でいうと具体的な地域を施策の項目に入れるかどうかは別にして、宮城県の場合でしたら仙台市と首都圏という大きな消費者のマーケットをにらんでいく必要があると思うので、仙台圏、首都圏の消費者をどのように施策の中で巻き込んでいくかということも今後検討していければと思います。

工藤部会長 6 ページの下のところの施策展開の視点で「消費者・生産者がともに支える食・農業・農村」というキーワードで全体を設計したというお話しでしたが、消

費者との連携という部分がもう少し強くうたわれてもいいのではないか、農商工連携と同時に商品開発まで消費者と連携するというキーワードを盛り込んだらどうかという御提案でした。この点で、事務局いかがですか。だいぶ検討されて連携の話が出ていると思いますが。

真木技監 消費者の視点というのは初回の全体会から言われ続けていることですので、事務局としても相当意識をして作成しているところであります。

望月委員からのお話がありましたプロダクトアウトになっているというのを意識しながら、マーケットインになるように生産面、消費面を考えているところであります。特に消費者も商品開発等に参加していくという形を取るとか、あるいは生産に関与するといった視点も具体的に盛り込んでみたらというお話しでしたので、どこかに具体的に書き込みをしていきたいと思います。今回は、骨格だけを表していますけれども、実際にはそういったところまで踏み込んでいきたいと思います。

例えば、仙台市の消費者の方々、首都圏の消費者の方々という具体的なお話しもありましたが、特に首都圏につきましては、アンテナショップがあります豊島区の方々といろいろな連携を進めております。それをさらに具体的に進めるといったものもこの中で書いていきたいと思います。

工藤部会長 今度は農地法が改正されて、消費者団体、NGO、NPOなどいろいろな団体を会員とした株式会社的なファームを作ったりということが可能になりますから、具体的な施策の中に入ってくるだろうと思います。あとは、圏域別の施策は今回出ておりませんが、これは、別途作ることが書いてありますので、それはあとで具体的に出てくるということです。

伊藤(秀)委員 今のお話しの関連ですが、私も第1回から申し上げてきたつもりなのですが、前期の県民条例の基本計画を見ますと、農業のためだけの視点、当然そのような条例だったんだろうというふうに解釈しているのですが、客観的にこの条例の文字を一般の県民が見た場合に「みやぎ食と農の県民条例」は消費者の自分達も入っているんだと捉えれば、やはりこの条例というのは農業の振興計画という進め方で捉えるのであれば、今の状態ですばらしい状況だと思いますけれども、そこを県民運動的なものにしていくためには、そういう意味も含めて県民条例という言葉を使わ

れているというふうに解釈すれば、もう少し消費者の視点もその中に入れていただくということを難しいとは思いますが、是非お願いしたいと思います。

沼倉委員 今、伊藤委員がおっしゃったことは本当にそのとおりだと思います。この間、県の地産地消の運動が消費者の間に浸透してきていると思います。県産県消というのがかなりの部分で生協組合員の中にも浸透してきていますし、そういったことからいいますと、もう少し施策項目の中に消費者に対して、もっと運動しようとか、もっと食べようとかという視点を組み込むということも大事なことだと思います。

それから、新しい商品開発のことですが、消費者が関わって一緒にモノを作るという場面を作っていただくと、消費者は関心がありますので工夫をしていただけるといいと思います。

一ノ蔵の熊谷委員がいらっしゃいますが、みやぎ生協では宮城県産ササニシキを使って(株)一ノ蔵で新しいお酒を作っていただくこととなりました。それも、名前は決まっていたのですが、生協の組合員に聞きましたら全然違う名前が出てきまして、ササニシキで作ったのでササノクラというのが何件かありまして、その名前に決まりました。1月中旬過ぎにお披露目があるのですが、そのようなことから消費者は非常に関心があるのだなと改めて感じたところです。

熊谷委員 それとは、私の観点は少し違いますが、委員の名簿を見ていただくと本当の生産現場の委員の方が少ないという思いがします。

私は比較的農家の方々と原料の取引等で接触があるのですが、5ページのところの「優良な生産基盤の確保と有効活用」、「水田を活用した農産物生産の振興」のところについてどのような形にバランスをとって振興していくかということだと思います。

耕作放棄地というのがありますが、当社としても農社という農業部門を持って行っていますが、放棄されているのはどちらかというと水田農業に適さない場所、それから整備をしようにも整備ができないような狭小の場所とかそういった所が非常に多い。水田をメインにして活用、水田の形を残してというような表現に私は見えるのですが、それともう一つ良質な主食用米の生産を進めるというのは、主食用米の増産を図ると読んでよろしいのかどうか。このような点でのバランスがどうなのかと。農家の方から見ますと転作はしたくないというのは解りますので、一番高く売れる主食用米にど

うしても注力していくという形になると思います。そういった場合、生産性の良い所でやらなければならないと。

それ以外の水田について、麦、大豆ということが記載されていますが、水田で本当に作付けするのに適正な所なのかどうかということもありまして、この2つの項目のバランスをどういう風にやっていくのか、農業専門ではなく、昔からやっていた訳ではないので、外から見た時にどうなのかな。主食用米の生産についても消費されるキャパシティというものがあると思うのです。それから新規需要米という、これから非常に大きなウェイトで占めていくと思いますが、やはり行政などがそのバランスをいかにとって水田を有効に活用していくのか、それから優良な生産基盤として整備していくのか。水田は水田として、水田以外の形として基盤整備していくのかというようなところがあると思います。

私、仙台から大崎市松山まで通勤していますが、今年、途中の水田を見ていまして非常にショックを受けました。大和町鶴巣のあたりで転作としてソバを作っているのですが、今年はほぼ全滅ですね。ソバはご存じのとおり、水はけの悪い所を非常に嫌います。根が腐ってしまいダメになるのですが。今年は、春先に植えたものはダメで、全滅してました。

それから、その後夏場に植えるというのは、天候不順で遅れて、成長がいついかなかったという形で、全滅とまではいかなかったようですが、非常に作柄が悪かったのではないのかなというふうな気がします。

そういった意味で、水田を有効に活用するというのは、どういうことが本当にできるのかということ具体的を考えていかなければならないと思います。それから、沼倉委員からありました、消費者を巻き込んでいくということは重要だと思います。私たちが作っておりますけれども、やはりどちらかというと作る側、それと売る側の視点に立ちすぎてしまいまして、消費者がどう考えているかというのが、なかなか考えつかない。そういうところでの情報収集する力が非常に少ないというのが、メーカーそれから生産者もそうだと思います。そういう情報をいかにして引き出すかというのが、三者をうまく融合していくためには非常に重要な施策ではないかと思います。

工藤部会長 一つは、9ページの「食の施策の方向」のところ、どちらかという

消費者対応型のキーワードになっている。今の話は、消費者参加型で考えてくれという話なので、生産活動にもある意味参加したり、商品開発に参加したり、マーケティングに参加したりという、消費者を巻き込むという表現もありましたけれども、どちらかという消費者に理解していただくというか、対応型のシナリオになっていた。それはそれでいいのだけれど、参加型のキーワードを盛り込んで新鮮みをだしたらどうかという意見だと思うので、工夫していただきたいと思います。それと、5ページの「優良な生産基盤の確保と有効活用」、「水田を活用した農産物生産の振興」の遊休農地対策と水田多面的な活用といいますか効率的な活用について、その辺のところは話がずれる可能性があるので、具体的な施策として何をどうやるのかというあたりを詰めたかどうかという意見だと思います。

遊休農地対策も、これまでの基盤強化法から農地法に移りましたし、要活用農地もこれまでダメだという農地も含めて、ダメだという農地はこれまで除いていたのですが、それまで含めてどうするかというシナリオを新しく作らなければならない。これは、県としてやらなければならないことだと思います。

遊休農地対策として具体的にどういうことを考え、そこへどういう作物を導入し、あるいはどういう人たちに参加していただき、解消していくという方向付けは今日は無理だとしても、来年度成案を作るときには検討していただきたい。水田を活用した主食用米の生産を進めるというのは、増産するという意味で書いたのですか、そこは確認したい。

真木技監 これは、良質な主食用米ということで、量をたくさん作るということではなく、現在、生産調整、今回選択制になりますけれども、生産目標というのは国から示されていますし、県としましては農業者の方々に生産目標を配分する訳で、そのところきっちり守っていきたい。ここは、良質の米あるいは消費者の方々が求める米、機能性のある米といったものをすべて含めて作っていききたいという趣旨です。

工藤部会長 それから新規参入も株式会社だけではなくて、最低10アール以上位の話になると思うのですが、10アール位であれば新規参入できるように法律が改正されましたので、遊休農地対策、その有効活用も含めて、多様な品目の振興も含めて具体策は来年度検討していただきたいと思います。



三浦委員 水田の有効活用は確かにそうなのだが、政権が交代し米のモデル事業等を見ても、新規需要米の補助金が8万円、麦、大豆が3万5千円となっている。

宮城県は大豆が全国2位の産地であるが、新規需要米の方に作付けが傾いていくと大豆の作付けが減ったり、特産物が減っていったり、反対に米粉の方で特産物ができればいいと思いますが、その辺も含めて水田の有効活用を考えていかなければならないと思っています。

実際、宮城県の水田で大豆や麦は作れない訳ではない。よほどの湿田であれば作れないかもしれないが、大体のところでは作れると思う。どちらの方がいいのか、県でも考えながら進めていったほうがいいのかと思います。

工藤部会長 それは、先程、事務局の方から説明があったとおり、8万円と3万5千円の違いはありますけれども、右の方にゲタ対策がありますから、それをプラスして考えると格差はそれほどでは無いということになります。

それと、新聞に出ていたと思いますが、激減緩和措置が出る可能性はありますよね。不透明な部分もあるので、格差がこんな風に開いたという誤解を今の段階ではしないほうがいいと思います。

それと、新しい施策が揃った段階で、本当に適地適作という視点から、大豆、麦、あるいは米粉、飼料用作物等を改めて検討するというところで、生産努力目標とかを出さざるを得ないと思いますから、来年の段階でそのように検討できたらと思います。

伊藤(秀)委員 3ページの「第2期基本計画で目指す将来の姿」の「農村」の部分で語句をどこかに入れていただければと思います。それは、『地域資源の価値』の見直しといいですか、地元にある資源を掘り下げながら、そこに新たな価値を見出していくといった農村で地域産業を起こしていく際の資源となる語句を盛り込んでいただくといいと思います。

後ろの方には、地域資源という言葉は出てくるのですが、このところは、皆さんが太字に書かれて読む部分だと思いますので、加えていただければと思います。

1ページ目の基本的な考え方で、基本目標を定めているとありますけれども、4つという数字が果たしていいのかどうか、3つくらいにまとめてもいいのかなというふうに思いますし、もうちょっと基本目標として目指すべき姿があとにあります。

う少し宮城県の「食」と「農」がこういうところを目指すのだという、目標を具体的に、もう少し絞り込んで書かれてはいかがかなというふうに思います。

あと3点目ですが、米粉の話が先程から出ています。我々農業関係者といたしましては、8万円の新規需要米というものは魅力があって、どんどん米粉の方に移行する可能性があります。飼料用米もそのとおりなのですが。ただ、それだけの実需が本当にあるのかどうかというところを、危惧されてきている、気づき始めたといった感じがしてなりません。米粉は作るけれども、それをどうやって処理するのですかというところを詰める話というのは、まだまだ議論されていないし、これからされるところであろうと思います。

先日、全国でこういった話をする機会がありまして、その時も米粉の実需の問題で、小麦との比較で今まではブームに乗って米粉を使ってきたのだけれども、実際にパンを作るといった時に消費者の方々に認知されるかということ、クエスチョンマークということですね。原料代金、今補助金から逆算して、30円/キロから40円/キロくらいで取引されているのかというふうに思いますけれど、エサにしても、小麦粉の代用として使っても高いという。それで、小麦を超える商品ができるかということとそうでも無いと。それに、気づきはじめてきたというのが現実だということから考えますと、やはり米粉の新規需要にかかる取り組みというのは、経済産業省でも事業として行っておりますが、まだまだ足りない。

そして、今、農商工ということで、これまた経済産業省主導のほうの事業で、商品開発や新規販路拡大というところに一生懸命取り組んではいるが、農の方の参加が少なく、なかなか原案がまとまらないという状況があります。その辺をうまくつなげると、米粉とかにある程度特化して農商工連携のモデル事業のようなものを、農の立場から施策として推し進めるようなアプローチというのも非常に喫緊に迫って必要なことではないかという風実感するのですが。

工藤部会長 3点出されました。

1点目は、3ページ、農村の活性化のところに「地域資源」という言葉ですね、農村の将来の姿が上の方に「伝統文化」、「美しい景観」、「豊かな生態系」ということで『豊かな地域資源や生体系』という語句が入ってもいいだろうというふうに思います。

下のトライアングルの「農村の活性化」のところには、それぞれ全部キーワードを入れるような時はそのような入れ方をして、農地も貴重な地域資源だというように農地法改正の中でなりましたので、地域資源だというキーワードは入ってもいいかなというように私は思います。

1ページの4つは数が悪いということと、ワン・ツー・スリーと何か宮城県バージョンの計画ですというキーワードがあった方がいいという提案ですが。何か工夫して頭のところにキーワード的なものがあればいいと思いますが、御検討ください。

伊藤(秀)委員 消費者といいですか、県民全体でこういうことやりますよというような、食と農のことを考えますよというような視点がここに欲しいのではないのでしょうか。

真木技監 1ページの4つの基本目標ですが、これは『みやぎ食と農の県民条例』の農業、農村振興の目標というところに4つありまして、それをここで表しているということですので、ここはそういったことで御理解していただきたいと思います。

具体的に基本計画の中で掲げるような、宮城の基本計画はここを目指しますというようなタイトル的なといいですか、ロゴ的なものにつきましては、委員の皆様で御議論いただいて、宮城のはこのようなことを目指すというものを3つくらい、キーワード的なものをサジェスションいただければありがたいというように思います。このところは条例の文面を挙げさせていただいたということで御理解をいただきたい。

工藤部会長 条例に縛られているからこのようにしたいということですが、3プラス1でもいいのですが、4つあげているということです。

6ページの施策展開の視点は3つになっているということで、中身の方で議論いただきたいということです。

米粉に関しては、今の政権で米粉を一生懸命普及しようということですが、実需がどうなのか、将来展望はどうなのか、それから米粉を使った開発戦略は宮城県としてどう考えていくのかと、課題がたくさんあると思いますが、どうしますか。

真木技監 前政権の時に米粉というものがクローズアップされて、将来的な方向も見て、取り組みが始まったということです。宮城県では、ここ2年くらいの取り組みで、全国的にもそうでしょうし、これから需要の拡大といいですか、使っていただく

方、あるいは家庭でも使っていけるような方策を講じなければならないという段階です。

ただ、食料自給率のことを考えると、熊谷委員からも発言がありました遊休農地をどうするかという時に、米粉用米の生産は非常に有効だろうと考えています。しかし、作っただけではどうにもなりませんので、使っていくところ、需要の方まで拡大していけるようにしていきたいと思っています。

現在、宮城県でもこめ粉推進協議会を消費者の方々、実需者の方々、生産者の方々に参加いただいた協議会を持っておりまして、そういったものを具体的に動かしながら進めていきたいというように思っています。その辺の書き込みについては、基本計画の中に入れていきたいという考えております。

伊藤(恵)委員 施策項目12「農業・農村が有する豊かさの提供」の中のグリーン・ツーリズムや農業体験についてですが、いろいろ個人的にやっているところもありますし、市町村が中心になってやっているところもあるのですが、県グリーン・ツーリズム協議会があるのですが、加入していない市町村があるわけですね。市町村の協力が無いとできない部分もありますので、全市町村が加入するよう要望します。

工藤部会長 このように書き込んだ以上は、具体的にどのように推進するかということが、実践課題となると思いますから、具体的な施策のところ書き込んでいただきたいというように思います。米粉を含めて、自給率の向上についての話につながりますので、自給率についてという資料がお手元に配布されていると思います。これについて、事務局から説明願います。

寺田課長 それでは、食料自給率の考え方につきまして、資料に基づき御説明いたします。資料4を御覧下さい。

まず始めに、食料自給率向上の必要性についてでございます。世界の食料需給が中長期的にはひっ迫する可能性もあると見込まれる中で、現在、我が国では食料の約6割を海外に依存している状況にあります。世界の食料需給が危機に瀕した場合、日本は国内生産で食料を賄わなければならないということになります。このような状況を受けまして、国においてはカロリーベースの食料自給率を概ね10年後に50パーセントまで引き上げることを目標に掲げるとしております。

県といたしましても、農業・農村の振興を図る中で、国の自給率向上に貢献していくことが一つの課題となっております。生産・消費の両面から取り組みを進めることが重要であると考えております。

次に、県の食料自給率の計算式について御説明いたします。カロリーベースと生産額ベースのうち、始めにカロリーベースの計算式について御説明いたします。

カロリーベースの食料自給率は、「県民1人・1日当たり県産熱量」を、「県民1人・1日当たり供給熱量」で割って算出します。

続きまして、生産額ベースの計算式について御説明します。生産額ベースの食料自給率は、「県の食料生産額」を、「県の食料消費仕向額」で割って算出したものです。

次に、食料自給率に影響する要素について御説明します。2ページを御覧下さい。食料自給率の計算式は今、お示ししましたとおり、分数で表わされますので、食料自給率を向上させるためには、分子を増やすか、分母を減らすことが必要となります。食料自給率に影響する主な要素としては、次のようなものがあります。1つ目は、生産量と生産額です。生産振興が図られて生産量が増加しますと、カロリーベースの計算式の分子である県産熱量が増加し、食料自給率は向上するということとなります。同様に、生産額が増加しますと、生産額ベースの計算式の分子である県の食料生産額が増加し、生産額ベースの食料自給率は向上します。

2つ目は、供給熱量です。カロリーベース食料自給率の算出には、実際に消費された熱量であります摂取の熱量ではなく、国民に供給された総熱量である供給熱量が用いられております。供給熱量と摂取熱量の差、これは食品の廃棄や食べ残しということになります。供給熱量と摂取熱量の差ですが、平成17年から19年のデータを、資料真ん中の表に示しております。その差は、650から670kcalの間で推移しております。供給熱量はカロリーベースの計算式の分母であるため、食品の廃棄を減らし、供給熱量と摂取熱量の差を小さくすることが食料自給率向上につながります。

3つ目は、飼料自給率いわゆるエサの自給率です。畜産物のカロリーベース食料自給率は、飼料の自給率を乗じて算出しております。飼料用米等の作付けで飼料自給率が向上することによって、畜産物の食料自給率も向上するということとなります。

最後に、その他の要素について御説明いたします。生産量が維持された状態で人口

が減少すると、県民1人・1日当たりの県産熱量が増加し、食料自給率が向上するということになります。また、価格高騰などで輸入量が減少し、消費動向が変化した場合も食料自給率が向上することになります。

国の食料自給率が、平成19年の40パーセントから平成20年に41パーセントになりましたけれども、この上昇の要因につきましては、価格高騰でチーズの輸入量が減少し、消費量が減ったことも要因の一つに挙げられております。このように、生産振興とならなくても、消費の面から食料自給率が向上する場合があります。

続きまして、食料自給率のカロリーベースと生産額ベースの比較について御説明申し上げます。資料の3ページの表を御覧下さい。米、野菜、牛肉などの主要農畜産物の、カロリー、生産額に占める割合を、品目ごとに表したものでございます。表の一番右側の列は、純食料100グラム当たりの熱量になります。米などの穀物や畜産物は高くなりますが、野菜や果実は低くなります。米は純食料100グラム当たりの熱量が高く、県産熱量全体の71.5パーセントを占めますが、食料生産額に占める割合は米価下落の影響もあり、33.2パーセントとなります。野菜は熱量が低いので、カロリーベースで占める割合は1.5パーセントですが、食料生産額に占める割合は9.9パーセントと高くなります。畜産物については、カロリーベースでは飼料自給率が関係するため、県産供給熱量占める割合は低くなるものの、生産額ベースで占める割合は高くなります。

最後に、食料自給率の試算結果について御説明します。4ページの表を御覧下さい。主要農畜産物の生産量と、カロリーベース・生産額ベースの食料自給率を表したものでございます。表の左の列は、平成19年の状況を示したものであります。平成19年の食料自給率は、カロリーベースが80パーセント、生産額ベースが94パーセントでありました。表の真ん中の列は、平成20年の生産量を反映させた場合の試算値であります。平成20年産の生産量が公表されているものは、米、麦類、大豆ということでございますので、これを反映させております。それ以外の品目につきましては平成19年産の生産量ベースということでございます。麦類、大豆の生産量は増加しておりますが、米は生産数量目標の関係で大きく減少しているため、カロリーベースで76パーセント、生産額ベースで92パーセントと、ともに食料自給率が低下する

結果となります。この試算結果から、カロリーベース食料自給率は熱量が高い米の生産量に大きく影響を受けるということが分かるかと思えます。

表の右の列は、現計画で掲げている平成22年の生産努力目標が達成された場合の試算値でございます。カロリーベース食料自給率に大きく影響する米が平成19年に比べましてほぼ横ばいのため、カロリーベースでは81パーセントまでしか上昇いたしませんけれども、野菜、果実、牛肉が大きく増加するため、生産額ベースでは100パーセントまで上昇します。この試算結果から、生産額ベース食料自給率は、重量当たりの単価が高い園芸・畜産品目の影響が大きいことが分かるかと思えます。

次のページを御覧下さい。この表は、前ページの3つのケースについて、品目別のカロリーベース、生産額ベース食料自給率を表したものであります。農畜産物の品目別食料自給率をみますと、カロリーベースでは米以外の品目は100パーセントを下回っています。大豆に関しては、食用は高めでありますけれども、大豆油や味噌、しょう油等の加工用も含めると低い状況にあります。このため、食料自給率が低い麦、大豆、園芸や畜産の生産を強化し、バランスのとれた生産構造へ転換するとともに、新規需要米の拡大など、農地の有効利用を図りながら供給力を強化する必要があるかと思えます。

今後の議論では、宮城県の地域特性や社会情勢を考慮しながら、どの品目をどこまで伸ばしていくのか具体的な検討をして参りたいと考えております。以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

工藤部会長 基本計画では以前、御検討いただきましたが、自給率を上げるという施策を十分に実践していくと実績が上がって、自給率が上がるという流れになっておりました。それから、自給率といってもいろいろさまざまな数値がありますので、今回、県単位で品目毎にこういう数値が出されたということは、我々の理解を助けるということでは非常に良かったのかなというように思います。御意見あるいは御質問も含めてありましたら、どうぞ。

千葉委員 自給率の捉え方なのですが、カロリーベースと生産額ベースの2つの方法がございますね。私の認識では欧米諸国は生産額ベースでカウントしているのですよね。カロリーベースは確か、日本と韓国ぐらいかなという。この捉え方の問題という

か、どの方法が正しいというよりは、我々県民にとってはどっちが大事なのかという、定義的なものなのですが、良く理解できない。この辺はどのように整理していったら良いものか。

寺田課長 どちらが重要かというお話してございますけれども、千葉委員のお話にありましたように私の記憶でも、カロリーの自給率を使っているのは、日本と韓国あたりかなというように思っていますけれども、生産額ベースとカロリーベースのどちらかということの比較というのは、国の考えもありますのでお答えできない状況でございます。いずれにしてもかなりの部分を日本の場合は輸入といいますか、外国の食料に依存しているということでございますので、それらを生産と消費の両面から国産の農畜産物、水産物も含めて自給率を上げていくということが国民運動、県民運動の中で大事なことなのかなと思います。

その一つの指標となるのが自給率という考え方で、それがカロリーなのか、生産額なのかというのは、どちらも甲乙付け難いといいますか、一つの指標にはなるけれども順番はつけられないというような状況なのかなと思います。

工藤部会長 5ページの表を見てもらうと解ると思うのですが、カロリーベースの自給率、米は200パーセントを超えていますよね。

それから、食用の大豆。つまり、欧米はカロリーベースの自給率も高いし、生産額ベースの自給率も高いのですよ。どちらを使ってもあまり関係ない。

ただ、日本の場合は、例えば牛肉を見てもらうと、カロリーが17パーセントで、生産額は110パーセントだと。ところが、エサが高騰して入ってなくなるとパーになるので、日本みたいに濃厚飼料を輸入に依存している国は生産額ベースだけだとそれを維持できなくなる可能性がある。むしろ、カロリーベースを問題にしたほうがいいだろうということなのです。だから、ヨーロッパは自給率が高いからどちらでも構わない。

日本とか韓国というところは、両方とも穀物ベースの自給率が3割を切っているもので、すべての自給率の基礎は穀物なので、これは両方を使って、時には生産額ベース、野菜みたいなのは、金額ベースで見た方が良い。もともと、カロリーが無いのだから。それを使い分けしながら、その都度、検討していけばいいと思います。



望月委員 資料4と資料3-2の基本計画の推進指標の両方合わせてですが、前回私の方から、食品メーカーの県内の食材の調達率についてのお話をさせていただいたのですが、今回のこの食料自給率を上げていくことを考えた時に、もちろん消費者が県内産のものを食べていただくということも非常に大切なことなのですが、いわゆる食品メーカーで、食品を調達して加工している事業者の意識というのが非常に重要だと思っているのです。

宮城県の場合ですと、かなり地元調達率が低いという話を聞いていますので、この資料3-2の方の推進指標の中に、施策項目13の「産業間連携及び地域資源の活用による農村経済の活性化」、施策項目5の「食と農の相互理解の推進」で食品メーカーの地元食材、県内食材の調達率というのをに入れていくということを御検討いただければと思います。現状の把握も非常に難しいとは思いますが、指標にできないとしてもそういう方向性を県の方で事業主へでもお願いしていくことが重要なのだと思います。

工藤部会長 それは是非御検討ください。実は、自給率を上げる時に今の視点というのは非常に大事な視点なので、語句としてあるいは具体的施策が来年度検討していく上で、農商工連携の問題として盛り込んでいただけたらいいと思います。

伊藤(秀)委員 資料4の4ページですが、牛肉の生産量が非常に増えるようですが、何かあるのでしょうか。

寺田課長 4ページの牛肉が平成22年度上がっているということですが、現在の「みやぎ食と農の県民条例」基本計画の中で、牛肉の生産量をここまで伸ばすという目標を立てているということです。それに対して、現在は13,524トンということで、そこまでは達していないということですが、牛肉は消費の伸びが期待できる部分もあるので、17,330トンと設定したということです。

伊藤(秀)委員 施策は何かやっているのですか。

山田技術補佐 ここ数年見てみますと、肉牛、特に繁殖牛の頭数が増えているという状況が一つあります。それは、現在ではありませんが市場価格の高騰の余波を受けまして、平成18年、19年、20年と微増とはいえ繁殖雌牛の数が増えてきた。それに伴い子牛生産が今のところキープしている。市場に上場する子牛の数が増えてきているということが言えるかもしれません。

工藤部会長 肉牛をどのように振興していくのかという問題は、濃厚飼料依存型でいくのか、それとも自給飼料依存型でいくのか、あるいはあくまでも黒毛にこだわるのか、あるいは、短角種みたいな足腰の強い牛で放牧型でやっていくのか、消費者の嗜好の変化なども含めて、別途分析検討したほうがいいと思います。

本大学でも研究している先生がいて、赤牛は結構美味しいということで、この間試食会を開いたら本当に美味しかったです。つまり、肉質を改良すると、エサを改良するとほとんど黒毛と遜色の無いようになっていました。あまりにも農学部の牛は不味いという評判が立ったので、総長以下招待して食べてもらったら、美味しいとってましたので、これから改良の成果としていろいろなことが出てくると思いますので、自給率向上の関係からも詳しい施策の検討をいただければと思います。

三浦委員 宮城県だけで確立できる訳では無いと思うのですが、米、麦、大豆、野菜、果実といろいろあると思うのですが、エコも考えれば循環型農業というようなこと、先程水田の飼料用米ですとか、米粉とかいろいろあると思うのですが、できれば休耕田とか遊休農地を使って飼料用米を作り、それで野菜なども作り、牛、豚に食べさせて、糞尿を農地に還元し、作物を作るといった循環型農業を県内で確立できれば、難しいとは思いますが、自給率アップにもつながりますし、エコとかという問題にもかなり貢献できるのではないかと思いますので、推進していく必要があると思います。

工藤部会長 循環型農業は入ってきますよね。前から検討もしていますし、ただ、具体的にどういう制度設計で決着させていくかというのは非常に難しい問題です。ただし、農地政策が変わりましたから、とにかく水田も遊休農地もフル活用しなければならぬ。

そういう時に農業のスタイルをどのように再構築していくか、その時に循環という視点はかならず入ってくると思いますから、具体的施策の検討の時に是非、圏域単位でこういうパターンもあるよというようなことも含めて検討をしていただければと思います。

沼倉委員 2ページの飼料自給率のことですが、飼料用米の作付けで自給率が上がるというようになっているのですが、この飼料用米を食べさせる生産者側にとって、この飼料用米の価格というのは、どのようになっているのでしょうか。

聞くところによると少し高いというふうに聞いているのですが、そうすると肉の価格も上がってしまうということもあるのでは無いでしょうか。

もう1点、宮城県はお米だったり、麦、大豆といったものを作っているのですが、生産過程の中でくずがたくさん出ますよね。そういうものを率先して食べさせようというように動いているJAもあるのですが、それで飼料自給率を上げようとしている。こういうことに関して、県では全県的に広げていこうとか、推進していこうという考えがあるのでしょうか。一つ質問ですが、これを進めていくことで、飼料自給率というのは上がっていくと思うのですが、それを具体的な数値として現れるのであればこういうところにも盛り込んでいただくと非常に解りやすいと思うのですが。

真木技監 畜産物の飼料自給率を上げていくということは、全体の食料自給率を上げていく上で非常に大切なことだと思っています。それで、県としましては、草地の造成もそうですが、今後、飼料用米の生産拡大に向けて取り組んでいきたいと考えております。飼料用米、現在400ヘクタールくらいになっておりまして、昨年が150ヘクタールですから、倍増以上、伸びてきています。

今後、新しい政権においても8万円補助をするというようになっていきますので、伸びていこうと思っています。

ただ、問題の点は、沼倉委員の御指摘のとおり価格の問題がございます。これは、輸入トウモロコシに替えて20パーセントなり、30パーセント飼料用米を入れる訳ですけれども、現在、輸入トウモロコシが1キロ当たり約20円から25円という価格でして、それに対して飼料用米が40円から45円ということで、およそ倍の価格になっています。そのところをそれだけ添加するということが、コスト高になってしまふということですが、飼料メーカーのほうでどこまでコストを吸収できるかということも含めて、いろいろな検討をしていかなければならないということで、各地域でこのような飼料用米の生産者、農協、飼料会社が入って協議会を作って、どのように流通させていくかというのを、県内4箇所で行っております。それを全県的な取り組みにしていきたいと思っています。そういったところを今後、計画の中に施策を含めて盛り込んでいきたいと考えています。

工藤部会長 トウモロコシの価格は、バイオエタノールの関係もあって変動が激しく

で、一時的に急騰したかと思うと、下がって、また上がるという基調なのですよね。そういう変動が激しいトウモロコシに依存するというのも、不安定なことなので、今の話にもありましたが、9万円くらいの価格差は補助金を出すと、50円前後まで下がる。ただし、もう少し反収を上げるとか、規模を拡大するとか、今は飼料用のお米の平均反収は600kg位だと思いますが、たぶん、1トンとか、1.2トンとかの話になってくると思いますから、まだまだ、技術開発とか技術革新の余地はあるということです。一生懸命やっているということなので、そこは御期待したいと思います。

沼倉委員 　くず穀物についてはいかがですか。

真木技監 　くず米については、集めてくるのが大変で、そのようなものを含めてエコフィードといったことがあるのですが、いわゆる食品残渣とか流通過程で出る廃棄物を豚に食べさせる方法は無いとか、そういった取り組みも県内各地で起こしております。お話しにありましてくず米をどのようにすれば効率的に集荷できるかという検討も合わせてさせていただければと思います。

工藤部会長 　お米を食べた豚は味が良くなるとか、牛肉も味が良くなるとか、柔らかくなるかという話が出ていますので、飼育のパターンの中で肉質改善にお米を使うということで、付加価値が生じるのであればそれを使うということも出てくるかもしれません。まだまだ不透明な部分がありますけれども、そこを一生懸命頑張っていたければと思います。

伊藤(秀)委員 　今の飼料米の件ですが、確かに真木技監が言われたとおり原価が高くなる。しかし、豚価は高くない。豚価は相場で動いていますので。それが、まさに食と農の県民条例の中で、宮城県の消費者の皆さんが、宮城県の畜産農家が作った飼料米で育てた豚肉を買い支えると言いますか、ある程度原価を加えたような形で買い支えるということで、宮城県の食料自給率が上がっていくのだと思います。まさに、県民条例において、そのような取組を行っている姿は、良い姿として全国に情報発信ができるのではないかと思います。

それから、食品残渣の問題ですか、記憶をたどると約10%の食品廃棄があると覚えていますが、その辺ですね、私も養豚を行っていますが、エコフィードとかですね、今はリキッドフィードが注目されています。リキッドと言うのはドロドロの状態で、

乾燥させないで、そのまま、昔の残飯養豚に近いと思うのですが、これは距離が遠いと腐敗してしまうので、近隣の所で廃棄食品があるとできる。宮城県には仙台市が控えていますから、そのような供給体制は他の道府県と比べれば作りやすいと思います。このような取組は、養豚業者のみならず畜産業者は興味を持っていると思います。食品業者とか販売店との繋ぎを是非、行っていただくと仙台市を中心とする食品残渣や廃棄の問題はある程度、潜在的な結びつきとして両者あると思いますので、是非お願いしたいと思います。

工藤部会長 食品残渣の有効利用について、食品リサイクル法もありますから、そちらとの関連でも、堆肥にしたり、餌にしたりといろいろなことを行うこととなっていますので、是非、具体的なシナリオを作っていただきたいと思います。

それで、カロリーベース等を含めていろいろと自給率の問題について議論いただきました。資料を御覧いただくと総合食料自給率がありますが、ここには水産物が入っていません。林産物も入っていません。それで、総合食料自給率を問題にするとすれば、それらのもの全部を入れ込んで、それから、先程、委員の皆様から出た食品業界とのつながりを含めて、どう利活用していくのかということも問題となってきます。

したがって、当部会の範囲を超える部分が相当ありますので、これは是非、部会の方から、自給率の向上についてはいいけれども、県全体のシナリオとして検討していただきたいと、県が総合食料自給率何パーセントという目標値を設定して、施策を展開していくべきというように、県の方に提案していきたいと思いますが、皆さんどうですか。

各委員（同意の声）

工藤部会長 それでは、そのように提案させていただきますので、事務局の方でよろしくをお願いします。それでは、全体を通して何かありましたら、どうぞ。

千葉委員 普段の現場での支援活動を通して感じることを若干申し上げますが、当初の説明の中でも、「若者があこがれる魅力ある産業」という言葉を使いましたけれども、まさに最大の課題はここにあるというように思います。基幹農業従事者の6割から7割は高齢者です。若い方は本当に少ないのです。私が支援活動を行っている80近くの集落営農を見ても、若い者がいるというのが1割から2割くらい、残りの8割くら

いは後継ぎがない。

行政側は法人化指導と言っていますが、やっぱり跡継ぎがないということは、考え方は良いと思いますが、実践できない。限界に近い状況で、今水田農業、麦や大豆を生産したり、機械の共同利用を行ったりしている。これが最大の課題でありますので、今回の施策の展開方向は良いと思いますが、それをクリアすることによって、若い者が積極的に参入できるという状況を作らないと、いつまで経っても、食と農の県民条例基本計画の基本目標が達成できないというように感じます。

これは、余談になりますが、C O P 1 5 が同意されませんでした。気候変動の関係で農業生産にもじわじわと影響が出てきています。極端な例だと、リンゴの色付きが悪いとか、ぶどうも品質が落ちるとかという現象が出てきています。国の試験研究機関ではこの辺の研究を行っていますが、県の試験研究機関でも、本県の状況を見た中での将来予測、温暖化で平均気温が上がるのは間違いないと思いますので、普段の作柄変動も大きくなると思います。

そのような状況を踏まえた、未来予測を踏まえた、リスクに今後どのように施策として対応していくかということも、10年後、20年後の大きなテーマになると思います。今回のことには盛り込めませんが、行政側の視点で今後の施策を検討していくということを提案申し上げたいと思います。

工藤部会長 全体のシナリオが、若者があこがれを持って、魅力ある産業だと思えるような施策を設計していただきたいということと、それから、温暖化対策を含めて、環境対策、環境を念頭において技術革新とか試験研究の大きな課題だと思いますから、今後入れ込んでいただければというように思います。

三浦委員 7ページの施策項目の推進の中で、「食育」という言葉がでてこないのですが、施策項目5の「食と農の相互理解の推進」のところで理解すれば良いのか、それともどこか他の施策項目に含まれているのかどうか、確認したいのですが。

工藤部会長 前のシナリオでは「食育」は相当入っていたと思いますが、抜けたのでしょうか。

寺田課長 「食育」につきましては、食についての相互理解、消費者と生産者の相互理解ということで、第1回目から御議論いただいていたところ。施策項目5の「食

と農の相互理解の推進」で記述していきたいと考えていきたいと思いますが、この部分で「食育」という言葉が抜けていますので、何らかの形で「食育」ということを表に出していきたいと思います。

伊藤(秀)委員 一番最後の資料5にスケジュール表がありますが、アクションプランとしての構築は具体的にどの辺に行うのかということと、「県産県消」を今年、商工の部分と農の部分、両方について県を挙げて行って来たと思いますが、「県産県消」の取組を是非、この条例のアクションプランの中で前面に挙げて取り組んでいただきたいと思います。

何回かに分けてプランを作るのでしょけれども、その第1期目のプランの中には是非記載していただいて、我々、農業法人協会の中で、今年度中に消費者の皆さんとのきっかけといたしますか、それぞれの立場といたしますか、いろんな面で議論する場を作りましょうということで、お互いに参加した中で、県の食と農を考えるというスタンスにまずは立とうという取組をやるうと考えています。そういった取組を県民の方々に普及するというのをやっていただければと思います。

工藤部会長 では、ただ今のところも踏まえて、スケジュール全体について説明してください。

寺田課長 アクションプランというお話しがございましたが、この計画は10年間の基本計画となりますが、1年毎に予算に基づく計画を立てまして、年度末にその目標に対しての実績を評価して、県議会の方へ報告しておりますし、ホームページで公表するというようにしております。それを毎年行っていきます。

それと、5年後に、先程お示ししました推進項目、特に数値目標につきましては、達成度合いについても評価して議会報告とホームページで公開することにしていきます。その中で、「県産県消」につきましても、項目に入っていますので重点的に、それぞれ予算に基づく計画を立てながら展開していき、実績評価していくというようにしてございます。

事務局 それでは、続きまして、スケジュールについて御説明申し上げます。

資料5を御覧ください。本日の農業部会で御議論いただきましたことを踏まえ、中間報告の内容を加除、修正をいたします。1月下旬に産業振興審議会を開催し、中間

報告の最終審議をお願いしたいと考えております。審議会委員の皆様には、別途日程調整の用紙を配布しておりますので、事務局あて御報告をお願いします。また、議論しております中間報告案につきまして、広く県民の皆様にご意見を求めるため、パブリックコメントの募集を行います。広報につきましては、県ホームページ等を活用したいと考えております。また、来年度につきましては、農業部会として3回程度の開催を予定しております。日程につきましては、改めて委員の皆様と調整して決定していきたいと考えております。

また、本日、時間の関係上割愛せざるを得なかった御意見がございましたら、お手元の用紙に御記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メールなどで、送付いただきますようお願いいたします。事務局からの説明及び連絡につきましては、以上です。

#### 4 閉 会

司会 長時間にわたりまして御議論いただき、ありがとうございました。以上を持ちまして、第13回宮城県産業振興審議会農業部会を終了いたします。